納入の方法

※地方税法等に改正があった場合は、それによります。

6月から翌年の5月までに支給する給与から毎月徴収し、毎月の月割額を翌月の10日(日曜日・祝日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日)までに、納入書により、最寄りの金融機関などで納めてください。

なお、納期限を過ぎますと延滞金が徴収されますので、納期限までに必ず納入してください。

納入書は、その年の6月から翌年の5月までの12枚と予備用2枚です。必ず該当する月分のものを使用してください。(納入書を間違えると、他の月分として納入されてしまいます。)

納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入していただくか、予備の納入書を使って納入してください。

指定納入場所

令和5年4月1日現在

甲府市役所	・収納課(本庁舎3階⑫番) ・窓口センター(市内10か所)
	※開庁時間 平日 午前8時30分~午後5時15分(祝日、年末年始を除く)
銀 行	山梨中央銀行、みずほ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行(山梨・東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木・茨城にあるゆうちょ銀行又は郵便局)
	注)ゆうちょ銀行・郵便局では、納期限を過ぎたものは納められない場合があります。
金庫	甲府信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫(山梨県内店舗に限る)
信用組合	山梨県民信用組合
農業協同組合	山梨みらい農協、笛吹農協、山梨県信連

※金融機関の合併や統合による名称変更などがありますので、納入の際には確認をお願いします。

なお、上記以外のゆうちょ銀行・郵便局へ納入を希望される特別徴収義務者については、初回の納入の際、「指定通知書」を、利用されるゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。